

平成28年度 たばこ対策事業の予算案について

【奈良県たばこ対策推進委員会】(H28 予算額：287 千円)

1) 奈良県たばこ対策推進委員会

2020年の東京オリンピック開催に際し、受動喫煙防止対策の取組をより一層充実させていく必要がある。そのため、本審議会の委員数増加についても、様々な立場からのご意見をいただくことが可能となるよう予算計上をしている。(平成28年10月予定)

【禁煙支援推進事業】 (H28 予算額：2,358 千円)

新1) 禁煙スタートアップ事業(別紙1参照)

県内の禁煙希望者を対象とした講習会を開催し、たばこの害や最新の禁煙情報等を伝えるとともに、医師の判断のもと、必要と判断された参加者に対し、試用期間分(1週間～2週間程度)のニコチンパッチを配布し、禁煙の開始をサポートする。

新2) 禁煙支援薬局の普及・促進(別紙2参照)

県内在勤の薬剤師を対象とした禁煙支援に関する講習会を開催し、講演内容に関するテストに合格した薬剤師に認定証を交付する。認定を受けた薬剤師が勤務する薬局を禁煙支援薬局とし、禁煙支援薬局を普及・促進する体制を整備する。

3) 普及啓発・キャンペーン(世界禁煙デーでの啓発等)

4) 禁煙支援アドバイザー研修会

市町村保健師をはじめ歯科衛生士、薬剤師等の禁煙支援に携わる専門職員を対象とした禁煙支援のスキルアップを図る研修会を開催。(1回/年)

〈内容〉・禁煙支援を効果的に実施するための技術(特定健診・がん検診受診者、妊産婦、等)

- ・たばこの害や最新の禁煙支援についての情報提供
- ・実践での禁煙支援の場面をふまえたグループワーク 等

5) 禁煙支援ツールの提供

①禁煙支援リーフレットを、市町村をはじめ、医療機関や歯科医院、薬局等多くの機関で活用できるような体制を整備。リーフレットを活用している機関に対して、定点調査を行い、リーフレットの活用状況や改善点等を把握する。

②奈良県インターネット禁煙マラソン(一般コース・マタニティコース)の提供

③ホームページ等を活用した禁煙支援医療機関や禁煙支援薬局の情報提供

6) 市町村庁舎施設内禁煙の推進

市町村庁舎・議会棟・公用車の禁煙化の状況の調査を実施し、結果を公表する。

7) COPD対策事業

①COPD 予防講演会

県民を対象とした COPD の認知度の向上および疾患に関する知識の普及のための講演会を実施。

〈内容〉・COPD の発生機序・予防方法・治療・予後についての講演

・COPD に関する啓発用パンフレットの配布

・COPD 検診を実施し、ハイリスク者に対する禁煙支援 等

②COPD 検診

市町村の既存事業（がん検診、特定健診等）や啓発イベント等において、スパイロシフトを活用した COPD 検診を実施し、潜在的な COPD 患者やハイリスク者を発見し、禁煙支援医療機関の受診を勧奨する等、禁煙支援も実施する。

③連絡会議

COPD 検診にて診断された潜在的 COPD 患者やハイリスク者を専門医につなぐ仕組みを作るため、関係機関（市、保健所、市医師会、専門医療機関等）と協議をする連絡会議を開催。

（参考）慢性閉塞性肺疾患（COPD：Chronic Obstructive Pulmonary Disease）とは

慢性閉塞性肺疾患（COPD）は、原因の約 90%が喫煙といわれており、今後増加することが予測されている疾患。咳・痰・息切れを主訴として緩やかに呼吸困難が進行する。かつては、肺気腫や慢性気管支炎と呼ばれていた疾患が含まれている。奈良県の COPD による年齢調整死亡率は男性 10.6（人口 10 万対）で全国 4 位（高率順）、女性 1.0（人口 10 万対）で全国 44 位（高率順）と、全国と比較して男性の年齢調整死亡率が高い。一方、県民の認知度は 9.2%（H24 年なら健康長寿基礎調査）と低く、疾患への認知度を高め、禁煙や医療機関への早期受診につなげていくことが重要。

【未成年者たばこゼロ事業】（H28 予算額： 303 千円）

1) 未成年者禁煙支援相談窓口

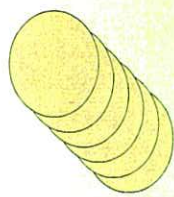
平成 25 年度に学校からの児童・生徒の禁煙に関する相談を受ける窓口を県内の各保健所に設置。学校から相談を受けた保健所は医療機関との連携のもと、喫煙している児童・生徒の禁煙支援および学校における禁煙支援体制の構築にむけての支援を実施。

2) 学校での喫煙防止対策研修会

保健所が、学校（小・中・高）の職員（養護教諭、保健の教諭、生徒指導担当者等）を対象に最新の情報や技術の提供、学校の環境整備、未成年者禁煙支援相談窓口の PR 等を内容とした研修を実施。

禁煙希望者に対して、科学的に効果的な禁煙方法を医師による講義形式で伝える。

医師の判断のうえ、必要と認められ、本人が希望する場合には、ニコチンパッチを配布し、禁煙開始。



初回は、1週間分(7枚)を想定

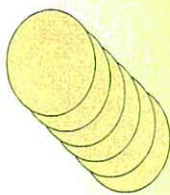
※ただし、ニコチンパッチによる禁煙を開始する要件として、以下の2点を必須要件とする。
 県作成の様式にて、①禁煙宣言書を提出すること、②禁煙開始後2週間の禁煙状況を提出すること

※同一人物の申し込みについては、1年度につき1回に限る。



【 1週間後のフォローアップ 】

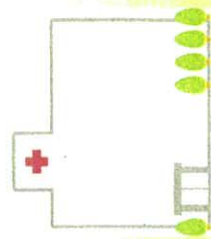
1週間の禁煙状況をもとに医師と相談のうえ、必要な場合には、ニコチンパッチを追加配布。



フォローアップも、1週間分(7枚)を想定

【 2週間後のフォローアップ 】

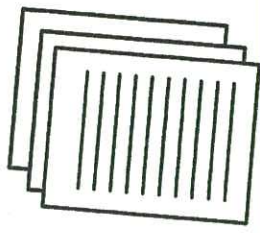
2週間の禁煙状況をもとに、医療機関または薬局を紹介し、禁煙治療の継続を支援。



【 禁煙支援講習(薬剤師向け): 1回/年 】

奈良県薬剤師会に所属する薬剤師を対象とした禁煙支援講習会を開催。

講習受講後、講習内容に関する試験を受け、合格をした者に申請書を交付。



【 禁煙支援薬局の登録申請 】

禁煙支援講習の試験合格者が従事する薬局より申請書にて申し込みがあった際、禁煙支援薬局として登録。

※禁煙支援薬局については、県HP等で公開する予定のため、薬局として登録。
 ※登録更新のためには、2年毎に講習会を受講するという条件を想定。



【 禁煙支援薬局として相談業務の実施 】

登録された禁煙支援薬局には認定証を交付。
 禁煙補助薬の正しい使い方や状況に応じては、医療機関の受診を勧奨する等、禁煙相談を実施。

